

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和6年2月28日

長野市監査委員	西島	勉
同	川上	馨
同	若林	祥
同	市川	和彦

措置の通知書

令和5年度 定期監査(前期)(5監査第78号)分

(長野市長分)

指摘事項及び意見	措置(改善)状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 収入事務について</p> <p>(1) 徴収事務を適正に行うべきもの (報告書3ページ)</p> <p>行政財産使用料(職員通勤用駐車場使用料)について、納期限を記載せずに納入通知書を発行していた。</p> <p>地方自治法施行令に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(浅川支所)</p>	<p>納入通知書への納入期限の記載について担当者間で確認し、令和5年度行政財産使用料から納期限を記載し納入通知書を発行することで改善を図った。</p> <p>(浅川支所)</p>

措置の通知書

令和5年度 定期監査（前期）（5監査第78号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>2 団体事務について</p> <p>（1）団体の出納事務を適正に行うべきもの （報告書3ページ）</p> <p>団体事務において、職員の立替払が散見された。 適正な事務処理を行われたい。 （小田切交流センター）</p>	<p>団体の出納事務において職員の立替払があったため、令和5年8月以降は、資金前渡による支出を徹底し改善を図った。 なお、当該団体の規約を改正し、令和6年度からは事務局及び出納事務を住民自治協議会に移管することとした。 （小田切交流センター）</p>